

広報かんら

おしらせ版 No.1171



2020年
5月15日号
発行・編集・印刷
甘楽町
(総務課行政係)

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策 「特別定額給付金」申請のご案内



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されます。町から世帯主へ申請書をお送りしていますので、内容をご確認の上、申請手続きをお願いします。

対象者 4月27日現在で町に住民登録のある人 ※申請者(受取人)は世帯主です。

給付額 世帯員1人につき10万円

申請方法 ①郵送申請

町から送付した「特別定額給付金申請書」を記入し、返信用封筒で返送してください。
※感染拡大を防ぐため、申請書の持参はご遠慮ください。やむを得ず窓口を持参する場合は、咳エチケットにご協力ください。
※申請に必要な添付書類があります。詳しくは、申請書と一緒に送付した「申請のご案内」および「フローチャート」をご確認ください。

②オンライン申請(マイナポータル)

世帯主がマイナンバーカードを取得している場合は、オンライン申請ができます。
マイナポータルの「ぴったりサービス」から手続きできます。

申請期限 令和2年8月7日(金)まで

※**期限を過ぎると給付ができなくなってしまうのでご注意ください。**

支給時期 5月13日(木)から順次振込みます

問合せ先 町企画課特別定額給付金係(☎内線241・242)



新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な人へ 上下水道料金の納付を猶予します

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入や売上が減少したことなどにより、一時的に上下水道料金の納付が困難な事情がある人などを対象に、下記のとおり納付期限を猶予します。

受付期間	令和2年5月15日(金)から当面の間
対象の料金	水道料金、下水道料金
申請方法	電話にてご相談いただいた後、送付された猶予申請書に必要な事項を記入し、郵送してください。
注意事項	・この申請は、納付期限を延長するものであり、納付額が減額されるものではありません。 ・詳しくは、お問合せいただくか、町ホームページ(http://www.town.kanra.lg.jp)をご覧ください。
問合せ先	町水道課業務係(☎内線220・221)

広告